

○環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第

号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第  
三十五号）第八条の十第二号及び第八条の十三第五号ハの規定に基づき、環境大臣が定めるポリ塩化  
ビフェニル汚染物を次のように定め、公布の日から起算して二十日を経過した日から適用する。

平成二十七年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十第二  
号及び第八条の十三第五号ハの環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物は、廃蛍光ランプ用安定  
器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器であつて、かつ、ポリ塩化ビフェニルが  
付着し、又は封入されたもの（コンデンサと充填物の接合が電線のみにより行われているものであつ  
て、膨張、腐食等により、当該コンデンサからポリ塩化ビフェニルの漏えいが認められないものを除  
く。）とする。